三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十六年十月二十一日
農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　徳島県阿波市市場町日開谷字岩野二八〇の五、四三二の一、字遅越一、二の四、三五七の一、三五七の二、三五七の四、三五九の五、三五九の一八、三五九の一九
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び阿波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十六年十月二十一日
農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市美馬町字大久保二三、二四の二、四〇の一、四〇の四から四〇の七まで、四一の一、四一の三から四一の八まで、四二、四六の二、四七の一から四七の七まで、四八の一、四九の一、四九の二、四九の四、四九の九から四九の一三まで、五八の二、五九、六〇、六三の一、六三の二、六五の一、六五の四、六六から六八まで、一〇〇の一、字坊僧七四の一、七四の二、八四の一、八四の二、九八の二、九八の一、四七三の三から四七三の五まで、四七九の一、四七九の二、字丸山一五〇、一五六、一五七
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字坊僧七四の一、七四の二、八四の一、八四の二、九八の一、四七三の三から四七三の五まで、四七九の一、四七九の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十六年十月二十一日
農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市美馬町字切久保一三の一から一三の一二まで、一三の一七、一三の一九、一三の二〇、二七、三一の二、三一の三、三五、三七、三七の二、三九の一、三九の三、三九の八、三九の一〇、一七〇の一、一七一から一七三まで、一七五、一七六の一、一七六の二、一八二、一八三の一、一八三の二、一九二の二、一九二の四、一九五の一、一九五の二、一九七、一九八の一、一九八の二、一九九、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇一の一、二〇一の二、二〇二、二一一の一から二一一の三まで、二一一の五、二一一の七、二一一の八、二四七の二、二六二の一、二六三の一、二六三の三、二六六の一、二六六の四、二六六の五、二六七の一、二六七の四、二六八、二六九の一、二六九の二、二七〇の一、二七〇の二、二七一の一、二七二の一、二七二の二、二七二の三、二七四、二七六の一、二七六の二、二七八、二八一、二八五の三、二八七の一から二八七の三まで、二九一、二九三の二、二九三の三、三〇一の一、三〇一の二、三〇二の一、三〇二の二、三〇二の五、三四一の一、三四一の三から三四一の七まで、三四三、三六二、三六三の一、三六三の二、四〇四、四〇五、四一三、四一四の一から四一四の三まで
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千四百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十六年十月二十一日
農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県美馬市美馬町字中黒三四の一、三五の一、三五の二、字西段一二、一三の一、一三の二、四二の二、四二の三、四三、一一、一一の二、一一二の四、一一二の五、一一四の一、一一四の二、一一六の一、一一六の二、一三七、一三八の一、一六〇、一六二の一、一六四の二、一六五、一七九の一から一七九の四まで、一八九の二、二〇五の一、二〇七の三、二一一の二、字東段一二、三の一から三の三まで、三の五、五の一から五の四まで、六の一、六の二、七、一〇の一、一〇の二、一五の三、一六の一、一六の二、三〇、三三、三七の一、三七の二、三八の一、三八の二、三九、一〇六、一〇七の一、一四八の一、一四八の二、一四九、一五〇の一から一五〇の四まで、一五一の一から一五一の五まで、一五二の一、一五二の二、一五二の四、一五九の一から一五九の三まで、一六八の一、一六八の二、一六九の一、一六九の二
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備